

# ○現行計画に挙がっている施策・事業の状況等（H28～R3）

## 基本方針Ⅰ “丹波市”の魅力を活かした住まいとまちを創る

### 1-1 丹波の魅力を活かした地域拠点の形成と、市街地・開発地・農村地域に応じた住環境整備

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
1	『豊かな農山村』の生活と『便利なまち』の生活を両立できる住環境の形成を図る	都市住宅課	各地域の中心となる地域拠点を形成し、公共交通ネットワークなどで市の中心部と連携し、様々な事業を推進することにより、少子高齢化に対応し、丹波市の魅力である「豊かな農山村」の生活と、便利なまち」の生活を両立できる住環境の形成を図ります。	市住生活基本計画に基づいて、各関係施策の推進を図ってきました。	市住生活基本計画に基づいて、各関係施策の推進し、豊かな住環境の形成に向けて寄与しました。	一般的な施策推進を図りましたが、具体的な事業の実施には至りませんでした。	継続 具体的な施策・事業を検討していくとともに、継続的にこの内容の実現を図っていきます。
2	公共交通を活かした快適な住環境の形成（公共交通バス対策事業）	ふるさと定住促進課	通院、買物、通勤などの日常生活における移動手段の確保を目的にデマンド型乗合タクシーを運行し、路線バスや鉄道との組み合わせによる、利便性の高い交通体系の維持・発展をめざします。	以下の施策を実施しました。 ・デマンド型乗合タクシーの運行（運営・運行：丹波市商工会・市内タクシー会社） ・中型ノンステップバス車両を路線バス運行会社に無償貸与 ・路線バス通学定期券購入補助や路線バスIC乗車券の普及促進	デマンド型乗合タクシーの安定的な運行の実現。 丹波医療センター等の開設に伴う路線再編や、高校生への通学定期券補助・路線バスIC乗車券NicoPaの普及促進等により、利便性が向上しています。	バランスのとれた公共交通サービスを将来に渡って提供する必要性があります。	継続 令和4年度に策定予定の「丹波市地域公共交通計画」に基づき、公共交通の充実を図ります。
3	自然環境と調和した緑潤いのある住宅地の形成（土地利用等対策事業）	都市住宅課	開発行為や建築行為について、各種関係法令・規則の基準をもとに、適切な指導・助言を行い、良好な市街地形成や農地、山林の無秩序な開発の抑制を図ることで、自然環境の保全、市域の均衡ある発展に繋がっていきます。	開発行為・建築行為に適切に指導・助言を行うことで、適正な土地利用の推進を図ります。	・都市計画手法による特定用途制限地域の指定に関する都市計画決定を行ったことにより、氷上IC・新病院周辺の建物誘致を図ることができました。 ・平成30年10月に開発指導要綱を改正したことにより、太陽光発電施設の設置については、ある一定の開発指導が図れました。 ・都市計画マスタープランの改定を行い、中心拠点及び区域拠点の都市構造の方針を示しました。	開発規模や開発用途によって、今後も開発指導要綱及び運用基準を適切に運用・更新をしていく必要があります。 小規模な太陽光発電施設の建設や、設置後の維持管理並びに発電事業終了後の施設の撤去計画等における担保を取った指導について、関係部局と調整を図りながら、具体的なルールを構築していく必要があります。	継続 丹波市都市計画マスタープラン等に基づき、今後も他部署と連携を取りながら、有効かつ適正な土地利用や建築誘導を行うために開発指導を行っていきます。
4	住相談窓口の設置	都市住宅課	住宅に関する総合的な窓口を設置し、住宅の耐震化などの情報提供や相談などに対応します。市営住宅等への入居への相談などを通じ、低所得層や住宅確保要配慮者に情報提供等を行います。	住宅に関する各種相談を受け、耐震化などに向けた、安心な住宅の確保を支援しました。市営住宅等への入居相談により、低所得層等への情報提供を行いました。	住宅に関する各種相談を受け、耐震化に向けた支援を行いました。市営住宅等への入居相談により、低所得層等への情報提供を行いました。	住宅の耐震化などに関する相談は、費用負担などの面から、リフォームや建替を実施することが決定している方からの、費用軽減目的での補助の問い合わせが多い状況です。	継続 今後も住宅についての相談などに対応し、安全かつ安心な住まいの充足を図ります。
		社会福祉課（自立支援課）	住宅確保要配慮者への支援をはじめ、住宅施策、就業施策を含めた情報提供ができるような一体的な体制を構築できるよう検討していきます。	令和2年度から福祉総合相談窓口にも住宅確保要配慮者等への様々な情報提供を行う体制を整えました。	令和2年度からは福祉総合相談窓口が設置され、住宅施策担当課などと連携を図りながら、住宅確保要配慮者等への様々な情報提供を行い、住宅に関する相談体制を整えました。	住宅確保要配慮者の置かれた状況は多様であり、相談は増加傾向にあるが、要配慮者全体をカバーできるような状況にはなく、公営住宅の優先入居など住宅確保要配慮者が入居しやすい環境を整えていく必要があります。	継続 住宅確保要配慮者のニーズの的確な把握に努め、様々な情報提供を図ります。
5	丹波市の特性や資源を活かした働く場所の確保（企業誘致推進事業）	商工振興課	商業、観光、工業の各領域の振興及び雇用の確保・向上とともに、それぞれの領域を越えた連携・協働による振興を図るため、企業誘致に向けた諸事業を推進します。	以下の事業を推進しました。 ・企業誘致推進業務委託（事務連絡会議、企業・金融機関訪問等） ・企業立地パンフレットの作成 ・企業誘致活動 ・立地企業への各種優遇制度適用 ・工業団地の適正管理 ・企業展示会等への出展 ・経済誌等への広告掲載	既存企業や新規企業に対する支援制度と連携させながら企業誘致に取り組み、市内企業の拡充や新規企業の進出につなげました。	企業進出に伴う土地の相談はあるものの紹介できる土地がなく、新たな事業用地の確保が必要となっています。また、市内企業においては労働者が不足している現状があり、安定的に経済活動を継続するためには人材確保も必要となっています。	継続 事業用地の確保とともに人材の確保に取り組んでいきます。

1-2 住まい・暮らし・健康・住環境に配慮したまちづくり

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
6	中心市街地における賑わいと活力ある空間の創出（中心市街地活性化事業）	新産業創造課	柏原駅周辺について、市の玄関口にふさわしい賑わいと活力ある空間を創出するため、まちづくり会社と連携し、商工会やTMO等が行う事業等について支援します。また、法で定められた中心市街地活性化協議会の構成員に対して運営等の補助を行います。	中心市街地活性化基本計画に沿った多くの活性化事業を、株式会社まちづくり柏原と連携して支援し、地域の活性化に寄与しました。	第2期中心市街地活性化計画は予定通り終了、計画に記載される53事業のうち43事業について、着手又は完了しました。地域の歴史的資源である古民家や空き店舗を活用したテナントミックス事業が継続的に実施され、また、ソフト面でもイベント開発への注力により集客力強化が図れました。	新型コロナの影響を強く受け、目標として掲げた数値が達成できずでしたが、取組の視点は的を得ていますので、今後は、新しい生活様式により消費者の行動変容の影響を見極めつつ、これまでの流れを絶やさないことが重要です。	事業完了 ・廃止
7	地域で生まれたアイデア実現のための支援（世代・テーマ別タウンミーティングの実施）	総合政策課	市が有する課題など各テーマに沿い、市民を対象とした広聴事業を実施します。テーマの分野・対象者別の開催など、様々な形式により市民の意見を汲み上げ、地域で生まれた良質なアイデアや提案意見を拝聴し市政に反映させます。	市民のニーズ・提案意見を市政に反映させるため、全世帯を対象としたアンケート調査や、市政のテーマに沿い学生や女性など対象者別のオンライン開催など状況に応じた広聴事業を実施しました。	市の施策や事業などを世代に応じた広聴事業を形式別を実施することで、市民の市政への関心を高め、各世代から意見を拝聴する広聴事業の機会や仕組みが構築することができました。	広く市民からの意見を聴く「広聴」事業の認知度は低く、意見を提言しやすい状況や、広聴の機会の提供など対象者のニーズを踏まえた広聴事業を進める必要があります。	継続
8	民間との連携による、市所有分譲地の早期販売強化策推進	都市住宅課	市所有の分譲地の早期販売を目指して、市内の不動産業者へ情報提供しつつ、パンフレットを刷新し、イベントや相談会で積極的に配布するなど、PRを促進していきます。	応相寺宅地分譲団地及び優良田園住宅地（フォレスト神楽）について、「田舎暮らし」や「多自然居住」をキャッチフレーズに、不動産業者への情報提供やパンフレットの作製・配布、情報誌への掲載などを行いました。	不動産業者への情報提供や、PR用チラシの作成、移住者向け情報誌への掲載などのPRを行っています。分譲地の販売には至っていません。	PR活動による販売促進を図るものの、なかなか分譲・貸付が進んでいません。	継続
9	都市や農村の交流の場の形成による、地域の活性化、多世代同居近居	都市住宅課	今も昔も交通の要所である当市の特性を生かし、都市部に市の魅力を発信、おもてなしの舟（まごころ）で迎えられる受入れ体制を構築し、さらに地域の活性化につながるよう推進していきます。市内の戸建住宅は比較的に間取りや敷地面積も広いいため、これらを活かした子育て環境整備や地域の活性化を促す仕組みづくりを検討します。	住みいるバンクを活用し、空き家などの住宅情報を発信するとともに、空き家利活用などへの支援を行いました。戸建住宅などの、子育て環境整備等に向けた制度については研究中です。	住宅情報を広く発信し、空き家利活用などへの支援を行うことで、移住・定住希望者のスムーズな受け入れができるようにしました。	戸建住宅などの、子育て環境整備等に向けた制度について、研究を進める必要があります。	継続
10	公害の未然防止と空き地の適正管理指導（環境施策推進事業）	環境課	環境基本計画に基づき、市民が健康で暮らしやすい生活の基盤づくりと環境の保全をめざします。公害の未然防止と拡大抑制のため、環境測定調査の実施や情報を収集し監視を行うとともに、不法投棄や公害苦情等の定期的なパトロールと啓発を行います。また、空き地の適正管理について指導等を行います。	環境基本計画に基づき、その基本目標に沿った各環境施策を展開しました。また、定期的なパトロールにより、不法投棄などの監視を行いました。	不法投棄防止のため、市内の環境パトロールを土日を除く週5日行い、不法投棄防止のための看板を設置しました。空き地の適正管理について文書を送付しました。	市のクリーンセンターで処理できないテレビなどの処理困難な不法投棄廃棄物が多く、処分手数料が負担となっています。	継続
11	市遊休地を活用した宅地分譲地の推進及びPR推進体制の確立	資産活用課	市内の普通財産（遊休地）を適切に維持管理し、活用を希望する方に適正な価格で売却、宅地等への有効活用を図っていただくことで、地域の活性化に結び付けます。	草刈等を行い、適切に維持管理を行うとともに、随時、入札等の手続きを行ってきました。	普通財産について、民間で有効活用ができると思われるものから順次、入札の手続きを行い、民間の活力を活かした財産の有効な活用を行うとともに、他の普通財産についても、適切に維持管理できました。	土地の取得需要の低下や、価格等でのマッチングが図れないなど、入札が進んでいると言えない状況です。	継続
12	エコな暮らしの創出（まちづくり計画）	都市住宅課	まちづくり計画を策定している地域で、計画に基づきまちづくり事業を実施しています。その中で、エコな暮らしなどの提案があれば、支援することも検討していきます。	国・県等の補助制度の周知や相談対応により、家の断熱性や気密性を高めたエコ住宅の推進しました。	エコ住宅等の相談などがありました。国・県等の補助制度について案内し、制度周知を行いました。	国・県等に補助制度があるため、市独自の取り組みは実施しませんでした。	事業完了 ・廃止
4	住相談窓口の設置（再掲）						

1-3 多世代同居・近居による地域づくりやコミュニティ活動の活性化の促進

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
13	ゆとりあるライフスタイルの創造をめざす「多自然居住」（2地域居住）の推進	ふるさと定住促進課	多自然地域（自然豊かな農村など）で、自然に親しみ、自然に学び、その地域社会への貢献も図りながら、自然と共生する、ゆとりある新たなライフスタイルの創造を目指します。 新・田舎暮らしとして、『2地域居住』『半定住』『定住』など多様なスタイルを推進します。	市の魅力を移住希望者等向けのWebサイトなどを活用して情報発信し、その中で暮らしや仕事の情報提供などを通じ、様々なライフスタイルを提案しました。	本計画の開始年度である平成28年度以降、67本の移住者インタビューを丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」に掲載しました。	情報発信だけでは、多様なライフスタイルの創造には至らない状況。移住希望者が求めるニーズに対して、空き家等の今ある資源をマッチングし、個別最適な移住を進める必要があります。	事業完了・廃止 丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」を活用し、移住者インタビューなどにより丹波市での暮らしについて情報を発信しましたが、多様なライフスタイルの創造には至らないため、今後は、住まい、仕事、子育てなどの一元的な情報発信と移住体験ツアーなどを組み合わせながら、丹波市のターゲットである若者・子育て世代の移住を促進することとし、本項目を廃止とします。
14	空き家登録制度による空き家等情報の一元化	ふるさと定住促進課	丹波市住まいるバンク（空き家バンク）を開設することで、空き家の流通を促し、移住・定住希望者の住宅確保を支援します。	丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」に住まいるバンクを開設し、空き家所有者と購入希望者のマッチングを進めました。	令和2年度の住まいるバンク成約件数は、過去最高の50件/年を達成しました。	物件（空き家）の登録件数が伸びていません。	継続 引き続き、住まいるバンクによる空き家の流通を促進します。
15	地域やNPOなどが主体となった空き家等の利活用方策や維持・管理の検討	都市住宅課	空き家等を地域資源と捉え、空き家等の再生と利活用を通して地域の活性化につなげます。地域やNPOなどによる交流拠点やコミュニティ施設の設置などの、自主的な取り組みを支援します。	空き家利活用により地域づくりや地域活性化に資するため「空き家利活用地域活性化事業補助金」制度を創設しました。 なお、当該補助金は県の「空き家利活用支援事業」の間接補助となっております。	「空き家利活用地域活性化事業補助金」の実績として、H30に3件、R元（令和元年）に1件の整備が地域団体により行われました。（うち1件はR02に事業中止）	R元に活用された以降は、補助率の改定などもあり、利用実績がない状況です。	継続 今後も制度の周知を進め、空き家の有効活用及び地域活性化を図ります。
16	市民による主体的な地域づくりの推進支援（地域づくり交付金交付事業）	市民活動課	各地区における地域課題の解決を図り、かつ市民による主体的な活動による持続可能な地域づくりを推進する自治協議会に対し、地域づくり交付金の交付により、市民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画と協働及び魅力ある丹波市の実現をめざします。	各自治協議会で地域づくり計画を作成、これに基づき地域課題を解決する事業を実施していただくとともに、活動拠点施設の維持管理・運営、活動推進員の設置、自治協議会の運営を行っていただきました。	各自治協議会での地域づくり計画に基づき、地域課題の解決や住民自治の推進に取り組まれています。	将来を見据えた持続可能な地域づくりを進めるには、各自治協議会において組織や活動を振り返るとともに、現状の地域課題の解決に向けた見直しをおこなう必要があります。	継続 各自治協議会の活動や組織の見直しに向けた支援をおこなうとともに更なる住民自治の推進に取り組みます。
17	リフォーム情報の提供や専門家派遣など住宅リフォームに関する支援	都市住宅課	安心してリフォームができる環境を整備するため、兵庫県住宅リフォーム支援制度等を活用した事業を推進します。	県制度に基づく安全安心リフォームアドバイザー派遣事業及び住宅改修業者登録制度による案内、丹波市元気アップ住宅リフォーム事業（R元まで）を実施しました。	県制度に基づく安全安心リフォームアドバイザー派遣事業及び住宅改修業者登録制度による周知を行うとともに、丹波市元気アップ住宅リフォーム事業により、助成してきました。 H25：213件、H26：262件、 H27：339件、H28：314件、 H29：155件、H30：172件、 R1：134件 合計1,589件	住宅のリフォームに関する相談は直接事業者にされることが多く、市への相談は少ない状態です。	継続 県制度に基づく安全安心リフォームアドバイザー派遣事業及び住宅改修業者登録制度による案内は、引き続き実施していきます。
9	都市や農村の交流の場の形成による、地域の活性化、多世代同居近居（再掲）						

1-4 食・農・里山に囲まれた田舎暮らしや多自然型居住と生態系や景観保全

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
18	自然環境と調和した緑潤いのある住宅地の形成（県民まちなみ緑化事業、緑化苗提供事業）	都市住宅課	ボランティア団体を通じて緑化を推進し、地域の環境美化を図ります。	兵庫県の県民緑税を活用し、住民団体等が実施する植樹や芝生化などの緑化活動を支援しました。市においても、各種団体に花苗、肥料等を配布、地域緑化、美化活動を推進しました。	緑化資材助成や県民まちなみ緑化事業は毎年申請があり、地域の環境美化につながっています。	緑化資材の助成申請団体については、新規団体が増えていますが、件数は横ばいとなっています。	継続 今後も、地域の緑化や美化活動を推進していきます。
19	新規就農者の住宅確保・取得支援（認定新規就農者等支援事業）	農林振興課	認定新規就農者等に対し、農業を生業とできる環境整備の支援を行うことで農業経営の安定化を図り、地域の中心的な担い手として育成を図ります	認定新規就農者等が新たに居住する住宅の家賃の一部を助成することにより、新規就農者が農業を生業とできる環境整備を支援しました。	国・県事業を活用できない意欲ある新規就農者等に対し、住宅支援を行うことで新たな地域の担い手の育成に繋げることができました。	新規就農者の就農にあたっては、経営農地の付近の住宅確保が重要であるが、直ぐ利用できる戸建住宅が見つかりにくい現状があります。	継続 新たな担い手の地域定着及び育成を促進するため、環境整備の取組を推進します。
20	農業者の総合的な支援（農業担い手育成・確保、新規就農者等育成支援事業）	農林振興課	地域農業の担い手を確保・育成するため、「人・農地プラン」を活用し、集落営農組織や認定農業者等を地域農業の中心的な担い手と位置づけ、経営基盤の強化に向けた支援を行います。また、新規就農者の確保には「農の学校」の運営をはじめ、新規就農希望者に対して、関係機関と連携した就農相談のほか、円滑に就農できるよう支援を行います	「人・農地プラン」の作成の推進や各種補助事業の活用などを通じ、中心的な担い手の経営基盤の強化及び持続的な農業経営の推進を図りました。新規就農希望者には、市・県・JAで構成する丹波地域就農支援センターによるワンストップ相談を実施しました。また、「農の学校」の運営や先進農家への雇用助成を行うことにより技術習得や就農支援を行いました。加えて新規就農者が認定新規就農者に到達できるよう支援し地域の中心的な担い手としての定着を図りました。	集落営農組織や認定農業者の法人化が促進され、経営基盤の強化や円滑な事業継承に取組む経営体が増加しました。「農の学校」の修了生をはじめ、新規就農希望者に対して関係機関と連携した支援を行うことにより、新規就農者が増加すると共に認定新規就農者も毎年一定数の確保ができています。	認定農業者の中で経営基盤の強化に取り組んでいる経営体がある一方で高齢化や後継者不足により認定農業者の更新率が低下し認定農業者が減少傾向にあることから、認定新規就農者をはじめ、意欲ある農業者を支援し認定農業者に到達できるよう育成する必要があります。また、新規就農希望者は増加傾向にあることから就農・定着に向けた支援の充実を図る必要があります。	継続 「人・農地プラン」の促進と併せ、各種施策を活用し、担い手の確保、育成の取組を推進していきます。
21	森林資源を活用した災害に強い持続可能な地域循環モデルの構築（木の駅プロジェクト）	環境課	木質バイオマスなどの再生エネルギーの導入による低炭素で持続可能な地域づくりと新しいビジネスモデルにより、ヒト、モノ、カネが循環する地産地消型の新しい地域再生の仕組みづくりを実現させるための事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>木の駅プロジェクト構想における活用可能森林資源量の把握</li> <li>木の駅プロジェクト構想に関する地域調査</li> <li>域内での木質バイオマス熱利用のための需要、供給、利用モデルの検討</li> <li>木の駅プロジェクト構想の事業化プランの検討</li> </ul>	木の駅プロジェクト参加者数の増加、取扱原木量（薪）の増加により、森林環境の保全、エネルギーや経済の循環による持続可能な地域づくりに取組めた。	木の駅実行委員会の活動を継続させるための支援方法について検討が必要。	継続 木質バイオマスエネルギーの需要を創出していきます。
8	民間との連携による、市所有分譲地の早期販売強化策推進（再掲）						
11	市遊休地を活用した宅地分譲地の推進及びPR推進体制の確立（再掲）						

1-5 地元産材を活用した地産地消の家づくり

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
22	兵庫県木造住宅、県民住宅ローン、環境配慮型住宅ローン等	都市住宅課	兵庫県産材及び粘土瓦や環境に配慮した工法・機器等を使用し、居住するための木造住宅を建設もしくはリフォームする場合に、兵庫県産材木材利用木造住宅特別融資制度に基づく資金融資などの、支援を行います。	(特別融資制度) ・県産木材住宅ローン ・県産木材リフォームローン ・兵庫県環境配慮型住宅ローン (その他の制度) ・すまい給付金 ・認定低炭素住宅 ・ゼロ・エネルギー住宅 ・ひょうご木づかい王国ポイント事業 (H27)	国・県の制度に基づく事業であるため、市にはこれらの事業について相談等あれば、それぞれの窓口をご案内してきました。	国・県等の制度で、融資等に関するものですので、市に直接ご相談等があることはほとんどありませんでした。	継続  国・県制度により、融資制度などの施策が展開されていますので、市としては継続的に周知・相談を行います。
23	地産地消の家づくりの推進(地元産材利用促進事業)	農林振興課	住宅等への木材利用を推進することにより、地元産材の利用拡大と林業・木材産業の活性化を図ります。丹波市産材を利用した木造住宅、倉庫、車庫を新築又は増・改築が対象となります。	丹波市産の木材を利用して木造住宅、倉庫、車庫を新築又は増・改築した場合に、市産材の利用量に応じて補助金を交付しました。	事業案内をホームページ等を通じて、市民や業者に周知しており、地元産材の利用促進に繋がっています。	予算の範囲内で受付しているが、年度途中で予算が無くなり受付を終了している年度もある。ホームページ等を通じた制度周知をしており、特に課題はありません。	継続  市単独事業として、地元産材の利用推進を補助支援します。
24	地域型住宅ブランド化事業	都市住宅課	地域材を活用した木造の長期優良住宅の整備を行う、住宅関連の中小事業者グループを公募、良好な取組として採択されたグループについて、所属する事業者が採択された内容に基づき、住宅建設を行う場合、その費用の一部を補助します。	国の制度である地域型住宅ブランド化事業、同種事業としての地域型住宅グリーン化事業について、周知・相談を行いました。	国の制度に基づく事業であるため、市にはこれらの事業について相談等あれば、それぞれの窓口をご案内してきました。	国の制度で、市に直接ご相談等があることはほとんどありませんでした。	事業完了 ・廃止  地域木材の活用と、採択を受けたグループに所属する地域の工務店が施工することを促進する、地域型住宅グリーン化事業が実施されていますので、これの周知等、今後の事業展開を検討します。

基本方針Ⅱ 若者定住に向けた活気ある住まいとまちを創る

2-1 Uターンや定住における教育の役割、故郷の魅力や価値、愛着、貢献意識の醸成

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針	
25	住教育（住まいを文化として愛おしむ価値観を育て、住生活や住環境をより豊かに魅力的につくりあげていくための教育）と住広報の推進（たんばふるさと学、住広報の推進）	教育委員会	自然や歴史などの地域にある教育資源を活用し、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、ふるさとへ貢献しようとする意欲や、地域課題を解決しようとする意識の高揚を図る「たんばふるさと学」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たんばふるさと学の推進 平成28年度から全小学校で取り組んだたんばふるさと学は、令和3年度で6年目を迎え、各小学校で地域と連携し、充実した取組となっています。さらに、令和3年度からは、全中学校でアントレプレナーシップ教育に取り組みながら丹波市と自分の将来を考える学習を進めています。</li> </ul>	各小学校で実施時期や方法を工夫し、学校支援コーディネーターを中心に、「たんばふるさと学」を実施しました。子どもたちは、自然、文化、平和などの学習を通して、地域のゲストティーチャーからふるさととの良さを学ぶことができました。また、中学校では、アントレプレナーシップ教育を通じて、生徒一人ひとりが地域課題等について考える機会となりました。	コロナ禍の影響を受け、今後も制限がある中での活動となるが、子どもたちのふるさとを愛する意識の醸成や地域課題を考える機会に繋げるために、どのように学校運営協議会との連携を推進するのが工夫する必要があります。	一部継続	
		ふるさと定住促進課	丹波市の価値を再発見して、丹波の魅力（価値）の「見える化」を推進し、丹波市で暮らすことの魅力を市外へ情報発信する施策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住広報の推進 官民協働で取り組む「ふるさと丹波市定住促進会議」により、地域資源や地域資産を利用した都市との交流事業や移住・定住推進事業に取り組みました。また、移住希望者等向けのHPをリニューアル、住まいるバンクのサイト構築とともに、移住希望者等が情報を得られやすくなりました。</li> </ul>	丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」を開設し、住まいや移住者の暮らしについて情報発信しました。	「ふるさと丹波市定住促進会議」は平成30年度に解散し、官民協働で住広報を推進する主体がありません。		移住の決断においては、住まいだけではなく、仕事や子育て環境など、移住者ニーズに応じた多様な情報が求められることから、今後は、住まい、仕事、子育てなどの一元的な情報発信を行うことと一部廃止とします。
26	Uターン者への支援制度や定住希望者をフォローしバックアップできる体制の検討	ふるさと定住促進課	移住・定住の促進を目的として、Uターン者の不安を解消し、安心して定住できるような支援制度を研究します。また、移住者や定住者が転出しないよう、将来にわたり定住できる制度や体制を検討していきます。	移住・定住についての、様々な不安や悩みを相談することができる「たんば“移充”テラス」を設置、移住・定住希望者の相談を受けることができる体制をつくりました。	丹波市移住相談窓口「たんば“移充”テラス」では、住まい・仕事・暮らしなど移住に必要な支援を一元的に行い、移住実績は好調に推移しています。	個別に相談があれば移住後のフォローを行っているが、定住は市民サービス・都市環境に対する満足度に左右されることから、定住に特化した施策展開が困難である。	事業完了 ・廃止	平成30年度「たんば“移充”テラス」を設置し移住後のフォローも含めた移住相談窓口を設置し運営しています。定住については、市民サービスなどの満足度にも左右され、定住に特化した施策展開が困難であることから、横断的な対応とし、本項目を廃止とします。
27	住教育を担う地域の活動の支援（森林づくりビジョンによる森林環境教育）	農林振興課	「丹波市森林づくりビジョン」の中に位置付けている「活動の森」での活動や、学校と連携して行う「緑の少年団」活動を行い、森林環境教育を進めていきます。	地域住民による「活動の森」での事業展開、県や学校と連携した「緑の少年団」の活動に対して、助成を行いました。	地域住民による里山林の環境整備や、緑の少年団の活動による森林環境教育の推進を図りました。	緑の少年団活動を行う小学校が減少傾向にあります。	継続	地域住民による里山林の環境整備や、緑の少年団に対する活動助成を継続していきます。
28	特別区民（災害ボランティアなどで丹波市を訪れ、特別に丹波市の住民票が発行された方）をふやそう		災害ボランティアとして訪れた方を、特別区民として住民票を発行し、丹波市に親近感・魅力を感じてもらい、リピーター（交流人口）から移住・定住者へつなげます。市島地域をモデル地区として、定期的に復旧・復興状況やイベントを掲載した情報誌を発行・配信。来訪時に使えるチケットや地域通貨などを発行し、交流拠点を一緒に作るなどの活動を行います。	災害関係で丹波市を訪れた方などだけでなく、総合政策課が所管する「ふるさと住民登録制度」で登録された市外在住の方々に、定期的に広報等の送付などにより、情報提供しました。	「ふるさと住民登録制度」で登録された市外在住の方々に、情報提供することで、丹波市に親近感・魅力を感じてもらい、交流人口や関係人口の増加が図れました。	丹波市全体に親近感を持ってもらえる「ふるさと住民登録制度」での取り組みは行っていますが、特別区民としての事業の実施・継続はされていません。	事業完了 ・廃止	災害ボランティアに限定せず、ふるさと住民登録制度により、市外在住の方々に市の情報などを提供し、様々な場面を通じて丹波市にかかわっていただき、交流人口や関係人口の増加を図ります。
16	市民による主体的な地域づくりの推進支援（地域づくり交付金交付事業）（再掲）							

2-2 市内居住者の住環境の向上、若者の移住・定住促進

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
29	空き家を活用した定住促進住宅の整備	ふるさと定住促進課	移住・定住希望者に市所有又は市が借り上げた空き家を一定期間貸し出す、定住促進住宅のモデル整備を行い、入居者が定住促進住宅に居住する間に農村集落の環境に慣れ親しみ、人脈を構築し、市内で定住を実現するためのきっかけづくりを行います。	市内の空き家等を改修し、移住・定住希望者に貸し出す「定住促進住宅」を市内に4ヶ所設置しました。	平成29年度の設置以降、通算で5世帯14名の入居があり、市内定住を推進できています。	10年間空き家を借り受けて実施する制度であるが、住宅の維持・改修にかかる費用が大きいこと、10年というスパンが長く社会情勢の変化に柔軟に対応しづらい課題があります。	継続
30	丹波市版就職支援サイトの構築（Uターン希望者向けの就職支援サイト）	ふるさと定住促進課	Uターン希望者向けの就職支援サイト（丹波市版リクナビ）をインターネット上に開設し、市内企業等が求める特殊なスキルをもった就職情報や地域が求める人材を、移住・定住希望者にダイレクトに発信します。	仕事情報サイト「たんばの仕事」を運営し、移住・定住希望者に市内の仕事情報の紹介を行いました。	本計画の開始年度である平成28年度以降、140本の取材記事（動画を含む）を「たんばの仕事」サイトに掲載しました。	「たんばの仕事」サイトの情報発信と、求人情報やスキルアップ支援などの仕事に関する支援制度に取り組み部署が異なっており、一体的な取組になっていません。	事業完了・廃止
31	災害に強い土地利用と住民防災力の強化（余裕域の設置）	都市住宅課	土砂災害の被災を少なくするため、急傾斜地や危険渓流から住家の間に余裕域（バッファゾーン）を設定します。地域が目指す安全安心な「まちづくり」のために、住民主体の土地利用に関する協議会を設置し、自主規制ルールを策定します。住民主体で協議を行い、余裕域という安全空間設定のための土地利用のあり方等を、景観まちづくりアドバイザー等による助言を得ながらモデル地域で検討し、その手法を全市域に展開することを検討します。	下鴨阪自治会、谷上自治会をモデル地域とし、住民主体で検討を重ね、将来土地利用計画（むらづくり計画）の作成、山裾の余裕域（バッファゾーン）の整備を行いました。	下鴨阪自治会、谷上自治会で将来土地利用計画（むらづくり計画）を作成し、山裾活用（活用農地、保全区域）に位置付けたエリアでは、計画的に伐採等を進め、余裕域となるバッファゾーンの整備に取り組んでいます。	モデル地域での取り組みを、全市域に展開できていません。	見直し
32	都市と農村の交流を深め、都市住民の移住定住を促進するため、空き家などを活用した体験滞在型住宅の供給	ふるさと定住促進課	田舎暮らし体験を通して、都市と農村の交流を深め、都市住民の移住定住につなげます。	平成28年度ふるさとテレワーク推進事業の採択を受け、テレワークができるコワーキングスペースとして衣川會館がオープンしました。	衣川會館などを活用して、お試しテレワークを実施し、1件移住につながりました。	体験・滞在拠点の運営には、人を呼び込むノウハウが必要ですが、拠点の整備に留まっています。	事業完了・廃止
33	生活提案型賃貸住宅や、民間賃貸住宅の空き家に対する情報提供、有効な活用の促進	都市住宅課	丹波の田園風景にマッチした住宅供給や官民が連携した空き家対策を推進するため、「緑あふれる自然豊かな住宅」や「循環型の住宅」など、生活提案型の賃貸住宅を研究します。また、住まいるバンクにより、官民の空き家情報を発信するとともに、民間住宅の空き賃貸物件を市営住宅として借り上げるような支援策を研究します。	住まいるバンクにより、市内の空き家情報を移住・定住希望者に提供するとともに、住まいるバンク活用促進事業や、空き家利活用促進事業などの補助制度により、空き家の利活用促進を図りました。	住まいるバンクにより空き家情報を発信し、合わせて空き家利活用促進事業により、空き家の有効活用を推進しました。また、R4年10月からは住まいるバンクに民間のアパート・マンション情報を掲載し情報提供をはじめしています。	生活提案型賃貸住宅などはまだまだ研究途上です。市営住宅の入居可能な戸数がありますので、民間住宅の借り上げは難しい状況です。	継続
34	快適なインターネット回線が確保された住環境の整備（高速情報通信網整備事業）	総合政策課	高速情報通信網が利用できる暮らしを実現し、活力ある地域社会と福祉の向上に寄与するため、光回線の敷設を促進する補助制度を創設します。	光回線の敷設を促進する補助制度を創設しました。補助金申請対象者：通信事業者 対象地域：遠阪、神楽、上久下の各地区	本市の光ファイバー 利用可能世帯率は令和3年1月をもって100%となりました。	引き続き、次世代高速通信の動向に注視することが必要と考えています。	事業完了・廃止
35	起業支援、仕事・働く場の創出（新規起業支援、IT関連事業所振興事業補助金、企業誘致促進補助金、地域資源活用促進事業）	商工振興課	地域の活性化と空き家、空き店舗の解消のため、新規起業者の支援や新規事務所の開設支援を行います。また、補助・資金融資制度等を通して、市内商工業者の経営安定と事業拡大を図ると共に、新たな丹波ブランドとなる新商品開発の支援や、労働者の雇用機会の増大と失業者の雇用機会の創出に努め、市内の消費拡大を図っていきます。	以下の事業を実施しました。 ・新規起業支援 ・IT関連事業所振興支援事業補助金 ・地域資源活用促進事業費等補助金 ・丹波市企業誘致促進補助金	新規事業所が市内に進出し、新規店舗や事業所の支援に寄与しました。また、市内の農産物等を活用し新商品を開発する際のPR経費を支援し、本市の新たな特産品が誕生しています。	特に企業誘致関係補助金を整備しているものの適当な面積を有した工場用地がなく、新規企業が進出する際に支障をきたしています。	継続

2-3 子育て世帯に適した環境と住まいの確保

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針	
36	子育て世帯の生活環境の整備	子育て支援課	子育てと仕事を両立できる環境の整備を進め、ニーズに応じた子育て支援施策を総合的に提供できるよう、子ども・子育て支援事業計画を策定、これに基づいて、認定こども園等での幼児教育・保育の充実を推進するとともに、地域の子育て支援拠点である子育て学習センターなどにより、子育て中の保護者に寄り添い、育児不安や子育てについての悩みの解消を図ります。	認定こども園等での幼児教育・保育の充実を図り、延長保育や一時預かりなどの特別保育、ファミリーサポート、アフタースクールなどの事業により、子育て世代が子育てしやすい環境を整えました。子育て学習センターなどの取り組みにより、育児不安や悩みの解消を図りました。	全ての地域において幼保連携型認定こども園が開園し、全園において体調不良児型病児保育も充実できました。また市内1か所で病後児保育を開設し、小規模保育事業の提供も含め、子育てしやすい幼児教育・保育環境を整えることができました。また、各子育て学習センターなどの活動により、子育て中の保護者の不安や悩みを解消することができました。	3歳以上の保育料無償化に伴い、保育ニーズが高まり長時間保育を利用する児童が増えました。結果、保育士等の人材不足により、低年齢児の受け入れが困難となり、入所保留児童が増加しています。また、地域で孤立し、子育て学習センター等と繋がっていない親子も多くいると思われることから、来館につながる働きかけが必要です。	一部継続 保育人材確保のための施策をさらに推進します。また、子育て学習センターと子育て世代包括支援センターの連携を深める取組を推進します。	
		健康課	子ども・子育て支援事業計画などに基づいて、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、妊産婦健康診査費などの費用助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	平成30年4月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図りました。妊産婦健診費以外にも新生児聴覚検査費や産後ケア費の助成などにも取り組みました。	健康センターミルネ（保健センター）を中心に、子育て中の保護者や、これから父親や母親になる方々の、出産や子育てについての不安や悩みを解消する体制ができました。	妊娠期から子育て期の各期において悩みや困りごとは異なり、その時々に応じた支援のため、他機関との連携もますます重要です。		国・県の動向も注視しながら、事業をすすめます。
		健康課（地域医療課）	産婦人科医の確保対策として、産婦人科医の確保のための支援や、市内の病院に就業する産婦人科医への就業支援金制度を設け、出産ができる環境を整えます。平日の夜間と休日診療についても、応急診療室を開設し、子どもの急な病気や怪我などに対処します。県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合をサポートします。	産婦人科医の確保のための支援（上限1億円の補助）や、市内の病院に就業する産婦人科医への就業支援金制度を設け、市内で出産できる環境整備に努めました。休日診療所を開設、急な病気や怪我などに対処できる体制をつくりました。県立柏原病院と柏原赤十字病院が統合、丹波医療センターとして運営を開始しました。	産婦人科医の開設はありませんでしたが、産科医師の遠方からの就業を支援することで出産できる環境を整えました。その後、令和元年7月に県立丹波医療センターが開院し、産婦人科医師も一定の充足が見られたため、産婦人科医の開設支援制度を廃止しました。また、平日夜間の応急診療室は、患者が少ないことから電話相談に移行しました。休日診療所は、健康センターミルネ内に移転し、県立丹波医療センターの救急外来と連携しながら子どもの急な病気や怪我などに対処しています。	産科医療体制の確保など、地域医療体制の整備を始めとした子育て環境の整備に向け、継続的に研究を進める必要があります。		産婦人科医の確保など、地域医療体制の整備を始めとした子育て環境の整備に向け、継続的に研究を進める必要があります。
		市民課	出生から中学校3年生までの医療費負担を無料にし、子育て中の方々の医療にかかる財政的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。	0歳から小学校3年生までは「乳幼児等医療費助成制度」、小学校4年生から中学校3年生までは「こども医療費助成制度」により、医療にかかったときの自己負担分を全額助成しました。（所得等の要件を満たす必要あり。）	医療費負担無料化について、令和3年6月30日までとしていた特例期限を令和6年6月30日まで延長しました。	所得制限や高校3年生までの医療費無料化の議論が高まっています。		実績や成果を検証し、市の財政状況、県下の各市町の状況、県の補助動向等も鑑みながら、今後の方向性を検討していきます。
		社会福祉課（自立支援課）	出産への支援を行うなど、妊娠・出産を支え、子育てしやすい環境を整えます。	ツープラス1出産祝金支給事業により、3人目以降の出産に祝い金として20万円を支給し、子育て世帯を支援しました。（H29年度まで）	ツープラス1出産祝金支給事業を実施、子育て世帯の支援を行いました。H26：112件、H27：100件、H28：79件、H29：90件、H30：13件（H30はH29未支給者への支給）	アンケート調査等の結果から、この事業が出生数の増加や出産の動機付け、移住の決め手になっていないことから、子育て支援施策の一般的な見直しが必要と思われる。		ツープラス1出産祝金支給事業はH29年度末で廃止しました。

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
37	テレワーク事業の導入によるライフスタイルに合わせた働く場の創出	ふるさと定住促進課	「テレワーク」の推進により、子育て中の女性でも働きやすく、場所にとらわれず就労できる環境を整備し、女性の活躍の促進や移住・定住の促進につなげます。	移住希望者等向けのWebサイトなどで暮らしや仕事の情報提供などを通じ、お試しテレワークに取り組みました。	衣川會館などを活用して、お試しテレワークを実施し、1件移住につながりました。	体験・滞在拠点の運営には、人を呼び込むノウハウが必要ですが、拠点の整備に留まっています。	事業完了・廃止 テレワークについては、新しい生活様式として、女性に限らず、普及しているものであることから、DX関連事業としての実施を検討していくこととし、廃止とします。
5	丹波市の特性や資源を活かした働く場所の確保（企業誘致推進事業）（再掲）						
9	都市や農村の交流の場の形成による、地域の活性化、多世代同居近居（再掲）						
13	ゆとりあるライフスタイルの創造をめざす「多自然居住」（2地域居住）の推進（再掲）						

#### 2-4 空き家及び空き地の利活用の推進

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
38	空き家等利活用・跡地利用対策の推進	ふるさと定住促進課	住まいるバンクを活用し、移住・定住希望者へ空き家情報を提供します。さらに、移住・定住希望者の目的やニーズと空き家等所有者等及び地域の受入れ条件等とのマッチング、移住・定住後のフォローまでのきめ細やかなサポート体制の整備を図ります。	住まいるバンクを活用し、空き家情報を発信するとともに、移住・定住希望者と空き家等所有者や地元との自治会マッチングなどのサポートを行いました。	令和2年度の住まいるバンク成約件数は、過去最高の50件/年を達成しました。	物件（空き家）の登録件数が伸びていません。	本項目は、空き家情報の一元化と密接に関連しているため、いったん廃止し、住まいるバンクによる空き家流通の促進と、項目を一本化します。
		都市住宅課	地域活性化や地域づくりを目的に、地域やNPOなどが主体となった空き家等の利活用モデル事業や維持管理への支援策、都市農村交流から移住・定住を見据えた体験滞在型住宅の供給など、空き家等の活用を支援するとともに、管理不全な空き家等を除却した跡地を、子どもたちの遊び場所や高齢者の憩いの場、さらには公共に資する防災空地などとして、地域で利用する場合の跡地整備への支援を検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[空き家利活用地域活性化事業補助金]や「古民家再生促進支援事業補助金」制度を創設し、地域団体の空き家の利活用の促進を図りました。</li> <li>・危険空き家解体撤去支援事業により、管理不全空き家の除却跡地の利用促進を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家利活用地域活性化事業により、空き家の有効活用及び地域活性化を支援しました。（実績3件）</li> <li>・古民家再生促進支援事業により、空き家となっている古民家の有効活用及び地域活性化を支援しました。（実績2件）</li> </ul>	管理不全空き家等の除却跡地については、地域からの要望・相談がなく、活用事例がありません。	一部継続 空き家の有効活用を図る事業について、さらに利用を促進し、空き家が地域活性化に資する施設として活用されるよう、事業を継続していきます。
39	空き家等の流通促進やリフォーム、利活用に関する支援の検討	都市住宅課	空き家等の有効活用と適正管理を支援することで、中古市場を活性化させるとともに、市民の良好な住環境の向上と維持を図ります。	空き家の有効活用を行うため、「空き家利活用促進事業補助金」や「住まいるバンク活用促進事業補助金」制度を創設し、活用促進を行いました。	各種助成制度の創設や、地域おこし協力隊制度の活用、効果的な制度PRIにより、住まいるバンクは6年5ヵ月で、253件の空き家の成約がありました。	空き家を流通させるための重要なツールである「住まいるバンク」の物件掲載数が減少傾向にあります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家利活用促進事業により、住まいるバンクとリンクした空き家の有効活用を今後も図ります。</li> <li>・住まいるバンクに掲載できる空き家の掘り起こしを行い流通促進につなげます。</li> </ul>
9	都市や農村の交流の場の形成による、地域の活性化、多世代同居近居（再掲）						
15	地域やNPOなどが主体となった空き家等の利活用方策や維持・管理の検討（再掲）						

基本方針Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる住まいとまちを創る

3-1 高齢者・障がい者の居住の安定化の促進

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
40	高齢者を地域で支える仕組みづくり～地域包括ケアシステム（介護予防・日常生活支援総合事業）～	介護保険課	自助・互助・共助・公助の連携によって、地域の包括的なケアシステムを構築することで、生活支援・介護予防を推進します。 ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘やそのネットワーク化など、多様な生活支援・介護予防サービスが利用出来る地域づくりを支援し、互助の役割を強化します。	地域包括ケアシステムを構築し、生活支援・介護予防を推進するとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を配置、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できる地域づくりを支援しました。	R3年度末までに17の支えあい推進会議が設置され、いきいき百歳体操の実施団体は169団体、くらし応援隊の利用人数は29名に増えました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支えあい推進会議は設置を行うだけでなく、具体的な活動が行えるようにする必要があります。</li> <li>いきいき百歳体操の実施団体を更に増やしていくとともに、開催年数が経過した団体へのプラスの支援を行う必要があります。</li> <li>介護人材不足に対する対策のためにも、くらし応援隊に参加活動する方を増やしていく必要があります。</li> </ul>	継続 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域の互助や見守り活動の創出、高齢者の介護予防の取組み、元気な高齢者が活躍できる場づくりを実施していきます。また、いきいき百歳体操の内容充実を図るため丹波市オリジナルの「いき百プラス体操」のDVDを作成し、従来の体操にはなかった歩行能力に関連する筋肉を鍛えるメニューとなっています。このDVDを無償配布し、各団体で取り組んでいただけるよう支援します。
41	障がい者の居住支援（障がい者自立支援事業）	障がい福祉課	障がいのある人が自ら丹波市で暮らすことを選択できるよう、生活環境の整備を支援していくことを目的とした事業を推進していきます。	次の事業を行いました。 ・地域生活支援事業（福祉送迎サービス（おでかけサポート）など） ・グループホーム利用者家賃負担軽減事業 ・グループホーム新規開設サポート事業 ・住宅改修補助（バリアフリー化等）	グループホームが整備され、住みなれた地域で生活される方が増えました。 地域での障がいへの理解が深まりました。	重症心身障がい者等が地域で生活できる住まいの場の整備が進んでいません。	継続 重症心身障がい者等の住まいの場の確保に向けた支援のあり方について、引き続き検討していきます。
42	高齢者、障がい者に配慮したまちづくり（福祉のまちづくり条例に関すること）	社会福祉課	高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人々が、いつでもいきいきと生活し、活動できる安全・安心で快適なまちづくりを目指し、県制定の「福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がいのある人に配慮したまちづくり整備を進めています。	「福祉のまちづくり条例」の主旨に配慮した施設・設備整備を行うよう、施工業者等に指導しています。 市有施設等のバリアフリー情報を公表しています。	「福祉のまちづくり条例」に基づく届出の対象となる特定施設等の建設等において、県と連携し、周知・指導・助言を行い、条例の主旨及び整備基準に準じた特定施設等の整備を促進することができました。 （届出件数） H28：2 H29：13 H30：11 R1：8 R2：8	バリアフリー関連のみならず、建築関係の法令は非常に改正が多く、なかなか浸透するのが難しい状況です。また、令和2年にバリアフリーに関する担当課が本庁第2庁舎に移り、建築確認申請の窓口となる担当課の入る春日庁舎と距離が離れたことにより、建築関係の相談等のうちバリアフリーに関することについては、本庁第2庁舎まで来てもらう必要があります。市民の利便性が損なわれています。	継続 課題解消に向けた検討を進めるとともに、今後も県と連携し、継続して「福祉のまちづくり条例」の主旨及び整備基準について、広く周知・指導・助言を行っていきます。

3-2 高齢者・障がい者が安心して生きがいを感じ生活できる住まいの整備や公共交通の充実

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
1	『豊かな農山村』の生活と『便利なまち』の生活を両立できる住環境の形成を図る（再掲）						
2	公共交通を活かした快適な住環境の形成（公共交通バス対策事業）（再掲）						

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
9	都市や農村の交流の場の形成による、地域の活性化、多世代同居近居（再掲）						
40	高齢者を地域で支える仕組みづくり～地域包括ケアシステム（介護予防・日常生活支援総合事業）～（再掲）						
41	障がい者の居住支援（障がい者自立支援事業）（再掲）						

### 3-3 住宅の耐震化、風水害対策の推進など、災害に強いリフォームなどの住まいづくり

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
43	計画的な耐震強化の推進	都市住宅課	今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めるため、住宅及び建築物の計画的かつ総合的な耐震化の推進を図ります。	以下の事業を実施しました。 ・「丹波市地域防災計画」と「丹波市耐震改修促進計画」との整合 ・耐震診断員、応急危険度判定士の養成 ・パンフレット配布等でのPRによる兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進 ・補助制度による一般建築物等の耐震化の促進、耐震性強化の普及啓発、ブロック塀の倒壊防止対策補助など	住宅の耐震化のための改修や建替への補助を行うとともに、市内のフェニックス共済未加入者にPRして加入を促すことにより、市民の耐震化についての意識の向上ができたと考えます。	「丹波市耐震改修促進計画」の改正を行う必要があります。耐震診断員の相談体制と、応急危険度判定体制の拡充を行う必要があります。	継続 災害に備え、「丹波市耐震改修促進計画」を見直すとともに、耐震診断員と応急危険度判定士の体制拡充を検討し、いざというときの体制を整えるとともに、建築物の耐震化促進を図ります。
44	地震等対策に関する各種助成事業をPRと推進計画の策定	都市住宅課	地震防災対策を所有者自らの問題と認識してもらえよう意識啓発を図るとともに、建築物の耐震化を進めます。	以下の事業を実施しました。 ・簡易耐震診断推進事業、ひょうご住まいの耐震改修促進事業 ・各種イベント、広報及びHPを通して市民へPR ・兵庫県と連携した耐震改修のための環境整備（相談、住宅改修業者登録制度など）	簡易耐震診断を希望する申し込みがここ数年増えており、市民へのPRが進み、耐震化への関心が高まっているためと思われます。合わせて、耐震化のための住宅改修や建替の相談や補助申請も出てきました。	簡易耐震診断を実施する方は増加していますが、費用がかかるためか、改修等の次のステップに進む方はまだ少数です。	継続 制度の周知が進んだためか、少しながらも、耐震化強化のための建替えや改修工事の相談件数は増加傾向なので、さらにPRを進めます。
45	兵庫県住宅再建制度（フェニックス共済）加入促進	都市住宅課	フェニックス共済の未加入者に対し、加入の促進を図ります。	広報及びHPを通して、市内のフェニックス共済未加入者に対し、加入を呼びかけました。	市内のフェニックス共済未加入者にPRし、また、耐震化のための建替補助等の申請者に加入を促し、共済加入を促進できました。	耐震化補助の相談者の中で、制度のことを知らない方もいるため、周知がまだ不十分です。	継続 様々な機会をとらえ、さらに周知が進むよう、PRしていきます。
46	地域コミュニティの活性化と地域防災力の向上（地区防災計画）	くらしの安全課	「地区防災計画制度」により、地区防災計画の策定を推進、地域住民自らが地域の特徴や特性、危険性等を把握し、改めて自分が住んでいる地域（自宅周辺）を知り直すことで地域の防災力を高めます。	地区防災計画の策定を目標に置き、各地域の特性に応じた住民の自主的な防災活動体制づくりを推進しました。	地域の災害危険度を確認し、あらかじめ「いつ」「どこに」「どのように」避難するかを決める「わたしのわが家の避難計画」の作成を丹波市防災マップを通して広く市民に呼びかけた。	自主防災組織による防災訓練や避難訓練の実施、活動体制や連絡体制の整備は進んできたが、災害時要援護者の支援など課題が多い。	継続 地区防災計画策定に向けては、ガイドラインを示し各地区の特性に応じた内容となるよう指導していく。
22	兵庫県木造住宅、県民住宅ローン、環境配慮型住宅ローン等（再掲）						

3-4 安全安心なまちづくりと良質で環境に配慮した末永く住み続けられる住まいづくり

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
47	快適にテレビが視聴できる住環境の整備（テレビ難視聴解消事業）	総合政策課	自然条件により地上テレビ放送の視聴が著しく困難な地域に係る共同受信施設の整備費用の一部を助成することにより情報格差の是正を図るため、テレビ共同受信施設の改良工事及び新設工事に係る経費の一部を補助します。	テレビ共同受信施設の改良工事及び新設工事に係る経費の一部を補助しました。（補助対象者：共同受信施設を設置する団体）（令和元年度まで）	平成19年度から開始したテレビ難視聴解消事業補助は事業計画に基づき、令和元年度をもって各地域の自治会等の事業が完了しました。	平成19年度から令和元年度に実施した共同受信施設等の老朽化に伴う更新等の財政支援（補助制度）について検討が必要です。	事業完了・廃止 事業計画に基づき、令和元年度をもって終了しました。
48	住宅用火災警報器の普及啓発活動の推進	消防本部（予防課）	住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施し、丹波市火災予防条例に基づいた住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率の向上並びに適正な維持管理の推進を図ります。	市広報やホームページでのPR、大型店舗での住宅防火相談における設置啓発を行いました。また、市内で無作為に抽出した対象家庭を訪問し、住宅用火災警報器の設置状況及び管理状況を調査し、維持管理等について必要事項を指導しました。	過去5年間の調査では設置率80%台から90%台を推移し、この設置率は全国平均値を上回っています。	設置から10年以上経過した家庭が増え、これに伴い電池切れや劣化により機器が故障したものの、気付かず放置されることを懸念しています。	継続 住宅用火災警報器の設置啓発を継続しつつ、機器の交換を含めた適正な維持管理の推進について指導、広報していきます。
49	防犯活動の支援（防犯カメラ設置費補助金交付事業、暴力団追放推進事業）	くらしの安全課	市民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、自治会、まちづくり防犯グループ等の団体が設置する防犯カメラの経費を補助するとともに、行政・警察・地域の連携により暴力団を排除、根絶し、安心して暮らせるまちづくりに寄与します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラ設置費補助金交付事業 自治会等が防犯カメラを公道等に設置する際の費用の一部を補助します。</li> <li>暴力団追放推進事業 暴力団排除活動に要する経費及び研修会の開催に要する経費、暴力団事務所使用差止等の訴訟に要する経費、買取りをした暴力団事務所を公益性のある用途に利用するための改修等に要する経費などの一部を補助します。</li> </ul>	防犯カメラ設置費補助金交付事業については、H28 4自治会 H29 6自治会 H30 5自治会 R1 6自治会 R2 11自治会 R3 25自治会に補助金を交付し、地域安全に寄与しました。暴力団追放推進事業については、特段活動はありませんでした。市へ入札指名願いを提出する業者に関しては、毎年、暴力団関係者が在籍していないかを兵庫県警に照会し、確認をしています。	全国的に防犯意識が高まり、防犯カメラの設置数が増え、価格も値下がりしている中、補助制度を見直す必要があります。	見直し 防犯カメラ設置費補助金については、兵庫県や近隣市町の補助制度を参考にしながら、補助率等の見直しを検討します。
17	リフォーム情報の提供や専門家派遣など住宅リフォームに関する支援（再掲）						
43	計画的な耐震強化の推進（再掲）						
44	地震等対策に関する各種助成事業をPRと推進計画の策定（再掲）						

3-5 空き家及び空き地の適正管理の推進

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
50	空き家等発生予防対策の推進	都市住宅課	空き家等の発生を抑制するため、所有者等の空き家等に対する責任意識を高めるとともに、危険な空き家等となった場合の周辺環境に与える悪影響等への認識の向上に向けた事業に取り組みます。	居住中の住宅に長く住み続けていただくため、住宅リフォームの助成事業として「元気アップ住宅リフォーム助成事業」や住宅の耐震性を高めるため、「丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業」を実施しました。	元気アップ住宅助成事業については、H25からR02の事業期間中に1,589件の住宅リフォームを実施し、多くの住宅に対して、長く住み続けていただくよう支援ができました。	まだまだ、市民意識の醸成までには至っていない状況です。	継続 空き家の発生抑止に向け、様々な機会をとらえ、啓発に努めていきます。
51	空き家等適正管理に対する支援	都市住宅課	適正に管理されていない空き家等は、その建物自体の老朽化を招き、ひいては防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなりますので、管理不全な空き家等が増加しないよう、所有者等や地域・住民等による自発的な適正管理を促す対策に取り組みます。	空き家所有者の適正管理に対する支援と、地域やNPO法人等による空き家等管理サービス事業の創設を支援するため、「空き家等適正管理促進事業補助金」制度を創設しました。	空き家適正管理促進事業における適正管理が行われた空き家は、事業開始から延べ29件ありましたが、地域やNPO法人による空き家管理サービス事業の新規創設はありませんでした。	支援を行うことで、空き家の適正管理に繋がっていますが、空き家は増加傾向であり、生活環境を阻害している管理不全な空き家も増加傾向にあります。	継続 今後も、空き家の適正な管理の促進に向け、所有者の意識向上を図るとともに、管理不全な空き家にならないよう支援していきます。

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
52	空き家等管理不全対策の推進	都市住宅課	管理不全な空き家等が周辺の生活環境へ悪影響を与えないよう改善・除却などによる適正管理について、所有者等の自主的な取り組みの指導を行います。また、管理不全な空き家等を放置し続ける所有者等に対しては、助言・指導及び勧告など法令に基づいた適切な措置を講じます。	H27に実施した空き家実態調査の実施結果や、自治会・地域住民からの情報提供により管理不全な空き家を把握し、その所有者に必要な措置を講じていただくよう、情報提供や法に基づく助言指導を実施しました。また、倒壊のおそれのある空き家については「危険空き家及び危険附属建物解体撤去支援事業補助金」制度の創設により、解体撤去の支援を行いました。	管理不全な空き家について、法に基づく適正管理依頼や助言・指導を行った149件の空き家のうち、57件が改善にいたりしました。その内、補助金を活用して解体撤去した危険空き家については、27件あり、所有者が不在の空き家については行政(略式)代執行による除却を3件実施しております。	相続等の理由で、空き家の所有者の把握や所在確認に時間を要することがあり、また通知を送っても、何ら連絡が無いなど、適正な管理を指導等を行うことが困難な空き家が増えつつあります。	今後も、空き家の適正な管理に向け、所有者の管理意識の向上を図るとともに、危険な状態の空き家については、解体撤去の支援を行っていきます。
53	空き家等相談体制の整備	都市住宅課	様々な状態の空き家等について、地域・住民からの情報提供、管理不全に関する通報、所有者等からの利活用に関することなど異なる立場の人から寄せられる相談内容に一次的に対応できる、一元化した空き家等相談体制を構築します。	市担当課や庁内関係課と連携し、空き家所有者からの相談を受けております。	RO2から空き家対策係を設置し空き家に関する相談窓口を明確にしております。また、住みいるバンク業務を「たんば移充テラス」に委託しており、移住を検討されている方が利活用できる空き家の相談を受ける体制を構築しております。	空き家の処分についての相談は、相続の発生により所有者が多数存在されるケースもあり、相談案件が解消されるまで時間がかかることがあります。また、危険な空き家の解体撤去が必要な時に所有者の費用負担が困難な場合があり、解体撤去がすすまないことがあります。	様々な相談に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、相談案件が早急に解消されるよう、所有者に働きかけていきます。また、民間団体の相談先の紹介についても積極的に行っていきます。
10	公害の未然防止と空き地の適正管理指導（環境施策推進事業）（再掲）						
38	空き家等利活用・跡地利用対策の推進（再掲）						

#### 基本方針Ⅳ 住宅セーフティネットの充実した住まいとまちを創る

##### 4-1 市営住宅ストックの適正供給と改善

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
54	市営住宅の長寿命化	都市住宅課	更新期を迎えつつある老朽化した大量の市営住宅ストックについて、効率的かつ円滑な更新と市営住宅需要に的確に対応すべく、大規模改修等を行い、市営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげます。	市営住宅を老朽化しているものから順次、屋根や外壁の断熱性・耐久性の向上など、計画的な大規模改修を実施、長寿命化を図りました。	H26年度に柏原新町団地、H28年度に下滝団地、H30、R元年度に新郷団地、R2年度に牛河内団地の大規模改修事業を実施し、長寿命化を行うことができました。	施設については計画的に改修できていますが、設備については壊れる都度の緊急修繕対応であり、老朽化の影響が出始めているので、計画的な改修の必要性が高まっています。	市営住宅は住宅セーフティネットとして必要なインフラであり、計画的、効率的な大規模改修などの、長寿命化の視点に立った事業を実施していきます。

##### 4-2 “住宅確保要配慮者”への安定的な住まいの提供

事業No.	施策名・事業名	担当課名	事業概要	施策・事業の状況	主な成果	課題	今後の方針
4	住相談窓口の設置（再掲）						
15	地域やNPOなどが主体となった空き家等の利活用方策や維持・管理の検討（再掲）						
40	高齢者を地域で支える仕組みづくり～地域包括ケアシステム（介護予防・日常生活支援総合事業）～（再掲）						
54	市営住宅の長寿命化（再掲）						